

- 第 19 条 役員会は役員および参与をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。  
役員は総会ならびに運営委員会での決議事項および緊急のことを処理する。
- 第 20 条 総会の議長は、その都度出席会員の中からこれを選出する。運営委員会の議長は副会長とし、役員会は会長が議長となる。
- 第 21 条 総会、運営委員会の議事について、庶務は議事録を作成し、議事録には議長および出席者 2 名の署名をうけなければならない。

## 第五章 会 計

- 第 22 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。
- 第 23 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、およびその他の収入をもってこれをあてる。会費は定めた期日、臨時会費は必要の都度会員より徴収する。
- 第 24 条 会計事務については別に定める規定による。
- 第 25 条 会計は学期ごとに金銭出納その他の会計事務について、監査をうけなければならない。
- 第 26 条 この会の決算は、会計監査委員の会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

## 第六章 委 員 会

- 第 27 条 この会に専門部委員会、地区部委員会、および学年部委員会を設置する。その運営に関することは別の規定で定める。
- 第 28 条 この会に選考委員会をおく。その運営に関することは別に定める規定による。
- 第 29 条 この会に特別委員会を設置することができる。その運営に関することは別の規定で定める。

### 【補 足】

- 第 30 条 この会に定めたもののほか、この会の運営上必要な事柄は、運営委員会にはかつて別に取り決めることができる。
- 第 31 条 (会員の個人情報取扱について)  
本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

### (付 則)

1. この会則は昭和 24 年 4 月 1 日から実施
2. 昭和 29 年 3 月 7 日一部改正
3. 昭和 33 年 12 月 13 日一部改正
4. 昭和 36 年 3 月 11 日一部改正
5. 昭和 42 年 4 月 22 日より改正実施
6. 昭和 53 年 4 月 27 日一部改正
7. 昭和 60 年 2 月 15 日一部改正
8. 平成 元年 1 月 31 日一部改正
9. 平成 17 年 12 月 14 日一部改正
10. 平成 23 年 5 月 6 日一部改正
11. 令和 元年 5 月 1 日一部改正